

# 「なぜ実施されないの???横浜地方裁判所相模原支部 に合議制裁判と労働審判」シンポジウムを開催します

相模原市長、座間市長を会長とする「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」が、管内住民などの理解をより深めることを目的に、管内司法問題の情報発信を行います。

## 1 日時

令和6年7月4日（木）午後2時15分 から  
（受付は午後1時50分から）

## 2 会場

神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-2  
ハーモニーホール座間 小ホール（定員300人 参加費無料・申込不要）

## 3 内容

相模原市・座間市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部に、3人の裁判官で事件を審理する「合議制裁判」や労働者と雇用主のトラブルを解決する「労働審判」が導入されていないことによる問題点などをテーマに本協議会役員が意見交換を行います。

## 4 その他

同協議会は、横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現を目指して、相模原市長、座間市長を会長として令和5年7月4日に発足しました。

参加団体は、各士業団体、経済団体、住民団体、奉仕団体など、合計47団体にのびります。

令和5年度は、法務省、最高裁判所などへ要望を行ってまいりました。

問合せ先

市民局区政推進課

直通電話 042-769-9812